

長野市災害廃棄物処理計画の見直しについて

令和6年度第1回長野市廃棄物減量等推進審議会時に 出されたご意見・ご質問

- ①災害廃棄物の定義やイメージが分かりにくい
- ②令和元年東日本台風災害被災時にどのような対応をしたか
- ③ホームページ等で公表されている現計画（平成30年4月改訂）仮置場候補地37ヶ所の資料提示
- ④災害種別による想定被害棟数及び発生する災害廃棄物量の推計の提示

①災害廃棄物の定義やイメージが分かりにくい

災害廃棄物とは？



災害廃棄物とは、地震・水害・台風などの自然災害によって廃棄物の処理等について規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物を事業活動に伴って生じた「産業廃棄物」とそれ以外の「一般廃棄物」に区別しており、災害廃棄物は一般廃棄物に分類される。

また、環境省の「災害廃棄物対策指針」では、災害廃棄物を「自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの」と定義し、市区町村がその処理責任を有するものとしている。

なお、「災害廃棄物」とは、「住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物」とし、災害時に発生する他の廃棄物、具体的には、家庭から排出される通常の「生活ごみ」や、避難所から排出される「避難所ごみ」、仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水である「し尿」については、その対象外とする。

(災害廃棄物対策に関する行政評価・監視結果報告書 令和4年2月総務省行政評価局 より抜粋)

種 類	内 容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される廃棄物がある。災害廃棄物は以下の分類で構成される。
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂等)などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電(4品目) ^{※1}	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム・銅・ヒ素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等 ^{※1 ※2}	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、石こうボードなど

※1 リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。

※2 処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。

災害廃棄物処理の種類

※詳細は添付資料参照



可燃系混合物



木質系混合物(草木類)



金属系混合物



危険物・有害物等(消火器)



不燃系混合物



廃家電等



廃自動車等



危険物・有害物等(灯油)



コンクリート系混合物



処理困難物(布団等)



処理困難物(廃畳等)



危険物・有害物等(ガスボンベ)

災害廃棄物処理の大まかな流れ



被災地域

- 道路啓開や人命救助で生じた支障物の撤去
- 分別排出
- 撤去・収集
- 運搬
- 廃棄物の一時集積

など

仮置場

- 一次仮置場
- 粗選別、分別
- 保管
- 処理困難物の対応 (比較的規模の大きい災害)
- 二次仮置場
- 移動式及び仮設処理施設による中間処理

など

処理・処分先

- 既存の中間処理施設 (産廃施設も含む)
- 最終処分
- 再資源化 (復興資材への利用)

②令和元年東日本台風災害被災時にどのような対応をしたか

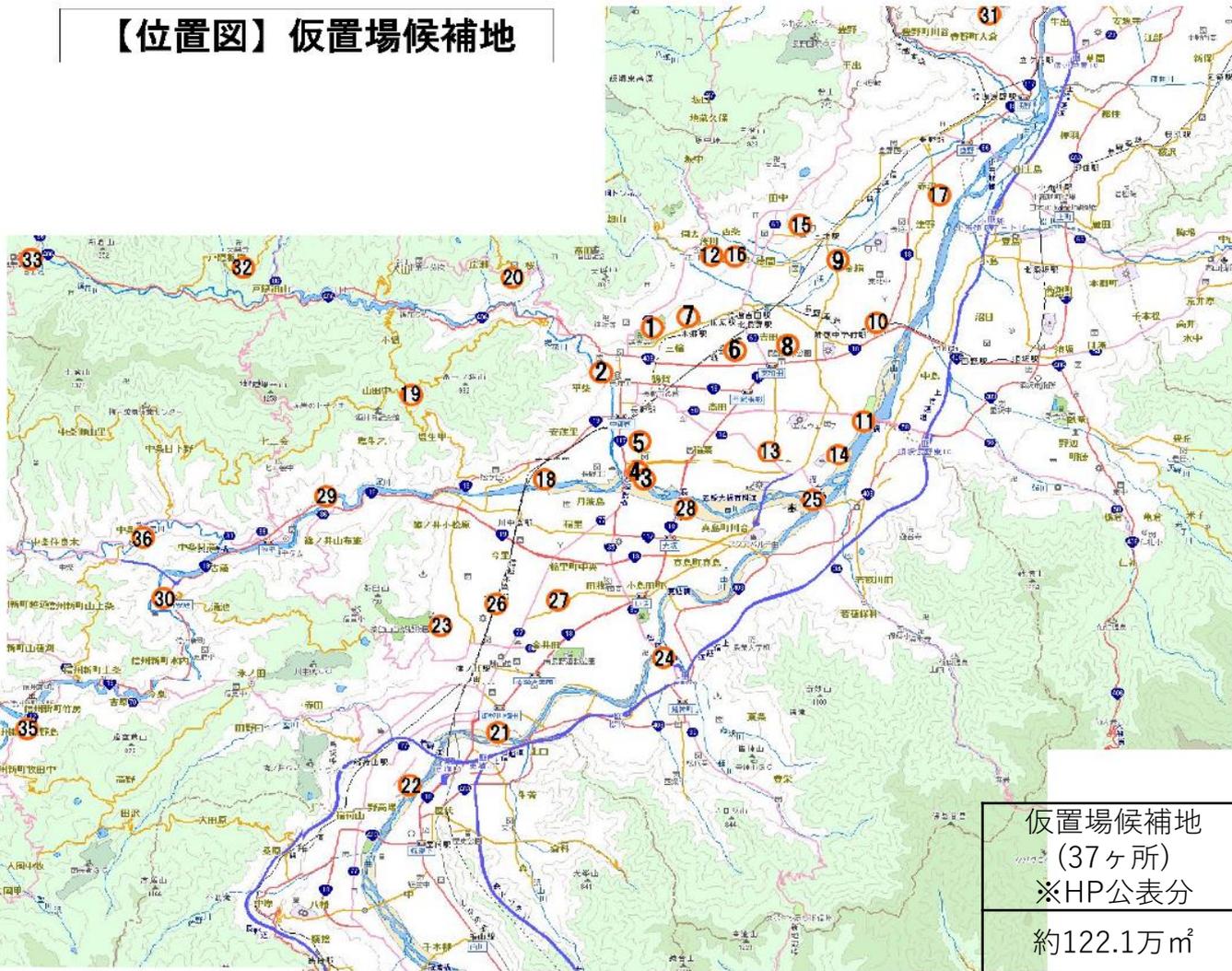
- ※別添「長野市災害記録誌」及び「令和4年度（令和3年度結果）長野市ごみ処理概要」から抜粋（全8ページ）

③ホームページ等で公表されている現計画（平成30年4月改訂）仮置場候補地37ヶ所の資料提示

長野市ホームページから

【位置図】仮置場候補地

番号	名称
①	城山公園
②	稲花織畦
③	原川第2緑地
④	原川公園
⑤	芳島公園
⑥	和州公園
⑦	芳和公園
⑧	長野運動公園
⑨	古島公園
⑩	山麻奈の里公園
⑪	高尾運動場
⑫	緑ヶ丘公園
⑬	大立島公園
⑭	万年尾運動場
⑮	昭和の森公園
⑯	足親川尾運動場
⑰	赤沼公園
⑱	安波尾運動場
⑲	小川尾運動場
⑳	平井運動場
㉑	互横川運動場
㉒	高崎運動場
㉓	茶臼尾運動場
㉔	馬守尾運動場
㉕	森今運動場
㉖	今井運動場
㉗	榎戸公園
㉘	更北運動場
㉙	十二合運動場
㉚	安原運動場
㉛	豊野東口第1・2運動場
㉜	榑運動場
㉝	堀尾尾運動場
㉞	大岡運動場
㉟	長野最終処分場跡地
㊱	山菜グラウンド



仮置場候補地
(37ヶ所)
※HP公表分
約122.1万㎡

④災害種別による想定被害棟数及び発生する災害廃棄物量の推計の提示

想定する災害規模（長野市地域防災計画－被害想定）

(1) 地震災害

想定地震	マグニチュード	長さ	傾斜	位置
長野盆地西縁断層帯の地震 (善光寺地震を引き起こした活断層)	7.8	58km	45°	長野盆地西縁
糸魚川－静岡構造線の地震 (全体)	8.5	150 km	30°	小谷村～早川町 小谷村～塩尻市
〃 (北側)	8.0	84 km		

(2) 風水害（水害）

作成主体	河川	指定・公表年月日	前提となる降雨（想定最大規模）
国土交通省	千曲川	平成28年5月30日	396mm/48h
	犀川(下流)		

(3) 災害廃棄物発生量及び仮置場必要面積の推計方法（根拠・条件など）

- ・災害廃棄物対策指針（環境省）技術資料【技14-2、技18-2】により推計式、状況による各係数にて推計
- ・地震及び水害の災害に伴う建物被害（揺れ・土砂災害・浸水）による、**被害に遭った建物**の災害廃棄物量を推計（片付けごみ等は含まない）
- ・処理期間（3年間）を通して**一定の割合で処理が続くことを前提**とした算定方法により、仮置場必要面積を推計

(4)-1 地震災害による推計 (技術資料【技14-2、18-2】による推計)

長野盆地西縁断層帯							
建物被害 (棟)				災害廃棄物全体量			
揺れ		土砂災害		地震災害 (揺れ)	仮置場 必要面積	土砂災害	仮置場 必要面積
全壊	半壊	全壊	半壊				
22,971	25,147	510	1,402	273.6万ト _ン	約89.4万 ^m ₂	10.8万ト _ン	約3.4万 ^m ₂

糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (全体)							
建物被害 (棟)				災害廃棄物全体量			
揺れ		土砂災害		地震災害 (揺れ)	仮置場 必要面積	土砂災害	仮置場 必要面積
全壊	半壊	全壊	半壊				
10,095	10,006	535	1,617	118.5万ト _ン	約38.7万 ^m ₂	11.5万ト _ン	約3.7万 ^m ₂

糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (北側)							
建物被害 (棟)				災害廃棄物全体量			
揺れ		土砂災害		地震災害 (揺れ)	仮置場 必要面積	土砂災害	仮置場 必要面積
全壊	半壊	全壊	半壊				
2,276	3,427	282	875	28.6万ト _ン	約9.3万 ^m ₂	6.0万ト _ン	約1.9万 ^m ₂

(4)-2 水害による推計 (技術資料【技14-2、18-2】による推計)

想定最大規模降雨による洪水 浸水想定区域 (全河川を併せて表示)				
浸水深別浸水建物棟数 (棟)			災害廃棄物 全体量	仮置場必要面積
水害				
全壊	半壊			
81,961	28,226		529.1万ト _ン	約173.1万 ^m ₂